

事 務 連 絡

平成30年(2018年)11月29日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会

各 指 定 都 市 ・ 中 核 市

各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会

各 都 道 府 県 知 事 部 局 ( 私 学 担 当 )

各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体 御中

各構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた市区町村の教育委員会

附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人

各 都 道 府 県 知 事 部 局 ( 認 定 こ ど も 園 担 当 )

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教員免許更新制における申請期限の到来及びその他の留意事項  
について(事務連絡)

教員免許更新制については本年7月にも事務連絡において周知したとおり、本年度は、旧免許状(平成21年3月31日までに授与された普通免許状及び特別免許状)所持者のうち、平成31年3月31日に修了確認期限を迎える者(「第9グループ」)及び平成32年3月31日に修了確認期限を迎える者(「第10グループ」)が、免許状更新講習を受講し、更新講習修了確認を受ける期間に該当しています。

また、新免許状(平成21年4月1日以降に初めて授与された普通免許状及び特別免許状)所持者については、本年度は、有効期間の満了の日が平成31年3月31日である者及び平成32年3月31日である者が、免許状更新講習を受講し、有効期間を更新する期間に該当しています。※

※新免許状所持者の場合、有効期間の満了の日は、原則として教員免許状の授与の日から10年後の年度末となるため、最も早く平成32年3月31日である者が多いと考えられますが、教員免許状授与のための所要資格を得た年度の翌年度以降に教員免許状を授与された場合の有効期間の満了の日は、所要資格を得た日から10年後の年度末となるため、平成32年3月31日より早い者も一定数存在すると考えられます。

つきましては、以下の事項について今一度御確認いただくとともに、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校その他の教育機関に対し、また、各指定都市・中核市におかれては域内の保育所等に対し、また、各指定都市・中核市教育委員会におかれては所管の学校その他の教育機関に対し、また、各都道府県知事部局(私学担当)におかれては幼稚園を含む所轄の学校及び学校法人等

に対し、また、各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体及び各構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた市区町村の教育委員会におかれては域内の学校設置会社に対し、また、附属学校を置く各国立大学法人におかれてはその管下の学校に対し、また、各都道府県知事部局（認定こども園担当）におかれては域内の認定こども園に対し、本事務連絡が確実に学校長・園長等まで配布されるよう、特段の御配慮をよろしくお願いいたします。

## ○免許状更新講習受講後の修了確認等に係る手続について

### ＜更新講習修了確認申請について（旧免許状所持者）＞

第9グループの旧免許状所持者のうち、国公立の幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の現職教員（非常勤講師や臨時的任用の教員等を含む。）は、修了確認期限の2か月前（平成31年1月31日）までに、免許状更新講習を受講・修了するとともに、自ら、免許管理者である都道府県教育委員会に対し、更新講習修了確認を受けるための申請を行うことが義務付けられています。免許状更新講習を修了しない場合はもとより、免許状更新講習を修了しても、更新講習修了確認を受けるための申請を怠った場合にも、免許状が失効します。

### ＜有効期間の更新申請について（新免許状所持者）＞

また、有効期間の満了の日が平成31年3月31日である新免許状所持者も同様に、有効期間の満了の日の2か月前（平成31年1月31日）までに、免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に対して有効期間の更新申請を行わない場合、免許状が失効します。

### ＜免許状更新講習の受講免除申請について（旧免許状・新免許状共通）＞

校長（園長）や副校長（副園長）等の指導的立場にある者についても、免許状更新講習の受講義務がありますが、これらの者については、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）第61条の4又は平成20年改正省令附属第10条第1項に基づき、講習の受講免除を申請することができます。受講免除の申請は、修了確認期限又は有効期間の満了の日の2年2か月前から2か月前までの2年間の期間内に、免許管理者に対して行う必要があります、申請期限までに受講免除の申請を行わず、かつ、免許状更新講習を受講・修了しなかった場合には、免許状は失効します。

### ＜修了確認期限の延期又は有効期間の延長申請について（旧免許状・新免許状共通）＞

また、旧免許状所持者で受講義務のある現職教員等（日本人学校への派遣教員（文部科学大臣の委嘱に基づき派遣される者。国立・私立学校から派遣される者も含む。）

を含む。以下同じ。)及び新免許状所持者の現職教員等は、法令等に定める事由に該当する場合、修了確認期限を延期又は有効期間を延長することができます。延期又は延長を希望する場合は、修了確認期限又は有効期間の満了の日の2か月前までに免許管理者に対して申請を行う必要があります、申請期限までに延期又は延長の申請を行わなかった場合には、法令等に定める事由に該当していても、自動的に延期(延長)されることはないことに注意が必要です。

#### ＜新たに免許状を取得した場合における修了確認期限の延期申請の周知について(旧免許状所持者)＞

近年、旧免許状所持者において、平成21年4月以降に新たに免許状を取得した際に、自身の修了確認期限が新たに免許状を取得した日から10年後に自動延期されると誤認して、本来の修了確認期限内に更新を行わず失効してしまうケースが見受けられます。

旧免許状所持者においては、新たに免許状を取得した際に修了確認期限を延期するには、都道府県教育委員会への延期申請の手続きが必要です。

こうした誤認による失効を防止できるよう、旧免許状所持者に対して新たに免許状を授与する際には、誤認への注意喚起を促すために、例えば別添資料も活用しつつ延期申請の手続きの案内を行うなど、より丁寧な周知をお願いいたします。

なお、旧免許状所持者が新たに免許状を取得した場合における修了確認期限の誤認による失効に関する防止対策については、平成30年地方分権改革に関する提案募集にて提案が行われている事項でもあります。これまでも都道府県教育委員会において、新たに免許状を取得した者に対し、十分に修了確認期限の延期が可能である旨の周知を行っていただいているところかと存じますが、改めて周知に御協力いただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会、各指定都市・中核市教育委員会、各都道府県知事部局(私学担当)、各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体、各構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた市区町村の教育委員会、附属学校を置く各国立大学法人及び各都道府県知事部局(認定こども園担当)(以下「各都道府県教育委員会等」という。)におかれては、所管の学校、認定こども園並びにこれらの学校等を設置する学校法人、学校設置会社及び社会福祉法人に所属する現職教員等の免許状更新講習の受講及び免許管理者への手続の進捗状況を適切に把握していただき、意図せず失効する者が生じることのないように努めていただきますようお願いいたします。

また、各学校においても、所属する教員の免許状更新講習の受講や免許管理者への手続の進捗状況確認が慎重に行われるよう御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、教員免許更新制の理解を助けるための各種資料を文部科学省ホームページに掲載しています。本事務連絡と併せて、参考に御確認ください。

(参考 文部科学省ホームページ：教員免許更新制に係る関係資料

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/005/1388543.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/005/1388543.htm))

今後とも、教員免許更新制に対する御支援と御協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

(本件連絡先)

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課  
教員免許企画室 志尾、森田、市川  
TEL：03-5253-4111（内線 3572）  
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

## 教員免許更新制に関する留意事項

平成21年4月から実施されている教員免許更新制においては、国公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等の教育職員及び幼保連携型認定こども園の保育教諭の方々（以下、「現職教員」という。）は、10年に一度、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者（都道府県教育委員会）に対して、修了確認又は有効期間の更新のための申請を行う必要があります。

教員免許状が失効すると、自身が現職教員として勤務を継続することができなくなるだけでなく、保護者や地域、社会からの学校への信頼が損なわれるなど、教育現場に大きな影響を及ぼす可能性がありますので十分に御注意ください。

教員免許状を意図せず失効させてしまう主な原因としては、

延期・延長に関して、免許状更新講習の受講時期の誤認（事例1、2）、

所持する免許状が旧免許状か新免許状かの誤認（事例3）、

国私立学校において、教育職員に該当する職か否か誤認（事例4）

等が考えられます。

以下の事例を確認の上、免許状更新講習の受講時期を適切に把握し、受講状況の進捗管理を行ってください。

### <延期・延長に関して、免許状更新講習の受講時期を誤認する事例>

#### ○事例1 旧免許状所持者が新たに教員免許状を取得した事例 ⇒ 手続きが必要

平成21年3月31日以前に取得した教員免許状と平成21年4月1日以降に新たに取得した教員免許状を所持する者が、自分の修了確認期限を新たな免許状の取得から10年後であると誤認したケース

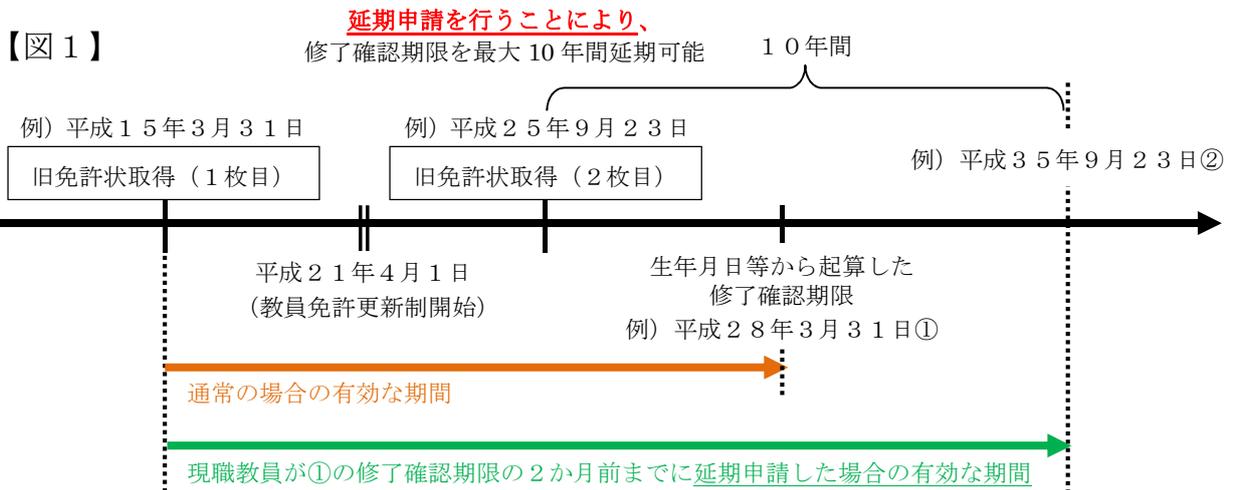
#### （正しい認識）

平成21年3月31日以前に一枚でも教員免許状を取得している者が、平成21年4月1日以降に新たに教員免許状を取得した場合、旧免許状として授与されるため、原則として修了確認期限（図1の①の期限）は変わりません。

よって、この事例においても、生年月日から起算した修了確認期限までに講習を受講し修了確認を受ける必要があります。

ただし、免許状更新講習受講義務のある現職教員（臨時講師、非常勤講師含む。）が、修了確認期限の2か月前までに都道府県教育委員会に対して修了確認期限の延期申請を行った場合に限り、新たな免許状の取得日の翌日から10年以内の範囲で修了確認期限を延期することができます（図1の②の期限）。

なお、新免許状所持者が新たに免許状を取得した場合については（事例3）を参照願います。



## ○事例2 免許状の追加取得以外の延期・延長に関する事例 ⇒ 手続きが必要

病気休暇や育児休業、介護休業等を取得したことによって、自動的に休暇や休業の終了後まで修了確認期限や有効期間の満了日が延期されたと誤認したケース

### (正しい認識)

一部の例外(※)を除き、修了確認期限や有効期間の満了日が自動的に延期・延長されることはありません。

よって当該期限又は当該満了日の延期・延長を行うためには、期限又は満了日の2か月前までに免許管理者(都道府県教育委員会)に申請を行う必要があります。

※ 新免許状所持者が新たに免許を取得する場合、その者の所持する全ての免許状の有効期間の満了日は所持する免許状の有効期限の最も遅い有効期間の満了日に自動的に統一されます。

## <所持する免許状が旧免許状か新免許状かを誤認する事例>

## ○事例3 免許状の所要資格を得た日と取得日が異なる事例 ⇒ 免許状取得日を確認

平成21年3月31日以前に教員免許状取得の所要資格を得たものの教員免許状を取得していなかった者が、平成21年4月1日以降に当該所要資格により教員免許状を取得した場合に、所持する免許状が旧免許状であると誤認したケース

### (正しい認識)

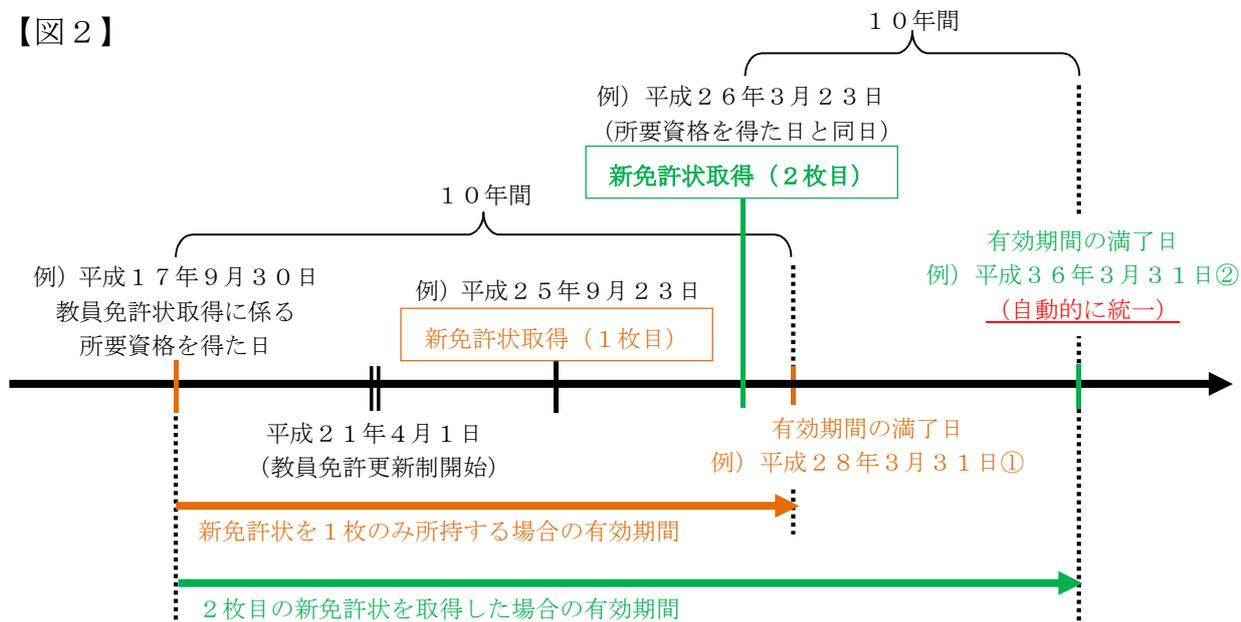
旧免許状(平成21年3月31日以前に取得した教員免許状)を所持しない者が、平成21年4月1日以降に初めて教員免許状を取得した場合、当該者の所持する教員免許状は新免許状となるため、教員免許状に記載されている有効期間の満了日(所要資格を得た日から10年後の年度末)までに講習を受講し修了確認を受ける必要がある(図2の①の満了日)。

なお、有効期間の満了日の異なる新免許状を複数所持する場合は、全ての新免許状の有効期間の満了日は、最も遅く満了する日に自動的に統一されます(図2の②の満了日)。

よって最も遅く到来する有効期間の満了日にしたがって、免許状更新講習を受講する必要があります。

この場合、旧免許状の場合と異なり、免許管理者への有効期間の延長申請は不要です。

【図2】



## ＜主に国私立学校において、教育職員に該当する職か否か誤認する事例＞

### ○事例4 学校や園における独自の職に関する事例 ⇒ 自身の職の該当を確認

学校や園独自の職名（「補助教諭」等）で採用された教員が、教員免許更新制の対象である教育職員免許法上の「教育職員」に該当せず、免許状を更新する必要がないと誤認したケース

#### （正しい認識）

学校や園が独自の職を設けている場合があることから、当該職が、教育職員免許法上の「**教育職員**（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師）」に**該当する職であるかどうか**について**管理職等に確認**してください。教育職員に該当する職である場合は、免許状更新講習を受講する必要があります。